

2026年度

福井大学国際交流学生宿舎入居者募集要項

1. 宿舎の概要

(1) 目的

福井大学国際交流学生宿舎は、学生の修学及び生活のための良好な環境を整備するとともに、本学の日本人学生と外国人留学生との相互理解を深め、国際交流を促進することを目的としています。

(2) 構造等

【収容人員：209名】

学 生 宿 舎 名	収容定員	住居面積	居室タイプ	建 物 の 構 造
国際交流学生宿舎A棟	89名	約12㎡	個室 (定員1名)	鉄筋コンクリート5階建
〃 B棟	85名			鉄筋コンクリート4階建
〃 C棟	35名			

※B棟、C棟に身障者用対応の居室が1室ずつあります。

※フロアごとに男女居室が区分けされています。

※209室のうち外国人留学生の居室は70室です。

(3) 共同施設

シャワー室、ランドリー、多目的ホール

(4) 主な居室設備

吊り棚、ミニキッチン、ユニットトイレ、冷蔵庫、エアコン、カーテン

(5) 通学時間

文京キャンパスへは徒歩約10分

松岡キャンパスへは交通機関利用で約50分

*福井大学キャンパス便（文京キャンパスと松岡キャンパス間を結ぶ無料の定期便バス、所要時間：約20～30分）があり、第1便は、文京キャンパスを8時に出発し1時限に間に合います。ただし、帰宅時間は各自で異なるためキャンパス便を利用できないことが多く、その場合は公共交通機関利用となります。

敦賀キャンパスへは交通機関利用で約1時間30分

2. 募集人員

新入生（日本人学生）：約37名

*新入生 外国人留学生（正規生）で寮への入居を希望される方は、国際課にご相談ください。

3. 入居資格

(1) 本学に入学する者で、自宅からの通学が困難で、かつ経済的に苦しいもの。

(2) 日本人学生と外国人留学生の相互理解を深め、国際交流を促進する意志があるもの。日本人学生は外国人留学生と共同生活を送る上で、彼らが日本の生活に少しでも馴染めるように協力・サポートすることが望ましい。

(3) 共同生活を送る上で、本学の規則等を遵守できるもの、又はその意志のあるもの。

たとえば、寄宿料等の経費を滞納しないことや、学生宿舎の風紀や秩序を乱さないことは当然です。他に宿舎の施設・設備の保全、鍵の管理、宿舎内の保健衛生、火災予防等に心がけることや、入居者全員で組織する自治会活動への参加や規則の遵守も含まれます。

また、規則上、入居許可期間は、当該年度限りです。ただし、次の年度も居住を希望する時は、標準修業年限を限度に入居期間延長の願い出ができます。すなわち、願い出が認められた場合でも、入居の最長年限は決まっていることをあらかじめご理解願います。（年度毎に許可された場合であっても、原則として学部学生は最長4年間が入居可能な期間です。）

4. 入居申請（合格者のみ提出してください。合格発表前の予約は受け付けておりません。）

入居を希望する者は、次の提出書類等を取りそろえ、提出期限厳守で下記書類を郵送で提出してください。郵送後は、「申請時確認シート（Excel）」と郵送完了の報告をメールにて行ってください。本学の担当に郵送書類とメールの両方が届いた上で、受付完了となります。書類や申請方法に不備がある場合は、選考の対象外になることもありますのでご注意願います。また、**入居申請書類を提出した後に入居の意思がなくなった場合は、速やかに担当に連絡願います。**

（1）提出書類

ステップ1：郵送による提出書類等（封筒の表に「入居申請」と朱書）

① 入居願書及び入居希望理由（所定用紙・PC入力可）

- ・メールアドレスは、郵送完了報告時に使用するメールアドレスを入力してください。本学のアドレス（dormitory@ml.u-fukui.ac.jp）から必ず受信できるアドレスを明記してください。入居可否結果通知に使用します。
- ・「入居を希望する理由」は国際交流に関することを含め、できるだけ具体的に記入してください。

② 家庭状況等調書（所定用紙・PC入力可）

- ・2026年4月に高校または大学等に進学予定の兄弟等がいる場合は、「在学学校名」欄に〇〇高校（大学）入学予定と記入してください。なお、その場合は当該進学先の合格通知書（写）を提出してください。
- ・「年間収入金額」の「給与所得」欄は、申請前年度源泉徴収票の「支払金額」を記入してください。その他の収入があれば、「その他所得」に記入してください。

③ 所得証明書【令和6年分】（市町村長が発行する最新のもの）

所得の有無にかかわらず生計を一にする者全員の分の所得証明書を市町村役場で発行してもらってください。ただし、就学者は除きます。

④ 所得金額が分かる証明書（所得のある者全てについて提出）

- ・令和7年分源泉徴収票（コピー可）
 - ・令和7年確定申告書（控）1面2面（コピー可）
- ※源泉徴収票又は確定申告書のいずれかを提出してください。

※年金受給者については、公的年金等の源泉徴収票（令和7年分）のコピー又は年金振込通知書（直近のもの）のコピーのいずれかを提出してください。

※所得のある者については、所得証明書の他に源泉徴収票又は確定申告書の提出が必要です。

⑤ 住民票（同一生計者全員（別居家族を含む）分）

※3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

⑥ 在学証明書（本人を除いた就学者。ただし、義務教育就学者は除きます。）

⑦ その他必要書類（特別な家庭事情に該当する場合）

⑧ 申立書（③～⑦により第三者の証明を受けることができない申し立て事項がある場合）

※例：住民票と申請書記載の家族数に相違がある場合、生別の父又は母から慰謝料・教育費（学費）等の援助がない場合、その他特に説明を必要とする場合

ステップ2：メールによる郵送完了報告と確認シート（所定用紙・PC入力可）の送付

上記書類の郵送後、本学の入居申請受付用メールアドレス（dormitory@ml.u-fukui.ac.jp）に郵送完了の報告と「入居申請前 確認シート」（入力されたもの）を送付してください。なお、メールの件名は「国際交流学生宿舍応募書類郵送完了メール」としてください。

※入居選考結果は、この時いただいたメールの送信元アドレスに通知します。

(2) 提出期間

区 分	提 出 期 間
下記以外の全合格者	2026年1月28日（水）～2026年3月12日（木）12時（正午）必着
後期日程合格者	2026年3月20日（金・祝）～2026年3月25日（水）12時（正午）必着

(3) 提出先 ※受付時間：平日8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日は休日）

〒910-8507 福井市文京3丁目9番1号

福井大学学務部学生サービス課学生支援担当

電話：0776-27-8992 FAX：0776-27-8519

メールアドレス：dormitory@ml.u-fukui.ac.jp（入居申請受付専用）

(4) 個人情報保護法に関連する注意事項

福井大学国際交流学生宿舍の入居願書及び家庭状況等調書に個人の情報を記載されるときは、次の事項について同意の上記載してください。

(同意事項)

申請書等に記載された個人情報は、国際交流学生宿舍の入居者状況の把握、自治会による部屋割り、お世話係からの事前連絡、審査資料（福井大学の担当職員が審査を行うための資料）、学生本人及び父母等への諸連絡（緊急連絡・寄宿料等督促を含む）を目的として収集するものです。このため、この目的の範囲内で福井大学の職員並びに国際交流学生宿舍内の自治会執行部役員が利用する場合、及び、本人の同意を得た場合のほかは、次の①～③に掲げる場合を除き、原則として、他の目的で利用、提供いたしません。

- ①捜査機関が捜査上必要とした場合など、行政機関等が法令に定める業務等を行うに必要な限度で利用することについて相当の理由があるときに、当該行政機関に個人情報を提供する場合
- ②収集した個人情報を電算処理する場合で、当該電算処理に係る業務を外部の業者等に行わせるために当該業者に対する個人情報の提供が必要となった場合（なお、この場合には、当該業者に対して個人情報保護法の趣旨に則った保護管理の義務を契約により課すことになります。）
- ③収集した個人情報を、当該本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に、学術研究の目的のために提供する場合

5. 入居者選考と選考方法

提出書類により選考します。なお、書類に不備がある場合には、選考の対象外になることもありますので、ご注意願います。虚偽の申請が発覚した場合は許可を取り消します。また、提出した書類は、選考後においても一切返却いたしませんのでご了承ください。

選考の基準は、経済的困窮度の高さや、国際交流・規則等遵守の意思を総合的に審査します。
先着順や抽選ではありません。

6. 入居許可者の発表等

入居の可否については、下表の通知日に、**本学のアドレス**（dormitory@ml.u-fukui.ac.jp）から電子メールで結果を通知します。許可者についてはメールの返信により入居の意思を確認したうえで、後日、入居関係書類をメールで送付します。入居の意思確認ができない場合、「入居辞退」とみなされることもありますので、メールを見逃さないようにしてください。

区 分	入居の可否通知日
下記以外の全合格者	2026年3月18日（水）
後期日程合格者	2026年3月27日（金）

※入居不許可の場合も想定して、大学生協等が紹介する民間アパート等の物件も同時に探されることをお勧めします。

※入居の可否通知については、上記日程より早く通知する場合があります。

7. 入居手続

- (1) 入居を許可された者には許可通知のメール（郵送報告メールを送っていただいたメールアドレス宛）が届きます。必ず入居意思の有無を返信してください。期限内に返信が無い場合は、辞退とみなされることもありますので、ご注意ください。
- (2) 新入生には、在寮生が入居前からお世話係として付くことになっています。入居を許可された者は、事前にお世話係とやり取りして寮生活で不安に思っている事など気軽に聞いてください。なお、部屋番号はお世話係からお知らせします。通常、入居日はお世話係が立会いますので、入居日時の調整はお世話係と綿密に行ってください。また、学生サービス課にも、入居日時を事前にお知らせください。事前連絡のないまま来られても、鍵の受渡しなどができず即日の入居ができない場合がありますので、ご了承ください。
- (3) 入居前に、電気の使用申込やインターネットの契約をしておくとう入居後すぐに利用できるので便利です。
- (4) 入居を許可された者は、指定した入居期間に入居するようにしてください。
- (5) 入居の際には、[身分証明書を持参](#)してください。お世話係が身分証明書を確認した上で、鍵と入居許可書等をお渡しします。鍵を受け取る際、鍵の授受記録紙に署名してください。入居後速やかに、鍵の授受記録紙と持参された誓約書（署名済のもの）を学生サービス課に提出してください。
- (6) 入居を許可された者が入居をとりやめる場合は、速やかに学生サービス課学生宿舎担当へ連絡してください。

8. 荷物の送付

入居用の衣類、寝具、書物等を送付する場合は、ご自身が入居した後に配達されるように発送してください。入居者本人の携帯電話の番号を記載し、送料は必ず元払いにしてください。なお、荷物は必要最小限にしてください。

送付先：〒910-0017

福井市文京5丁目13番10号 福井大学国際交流学生宿舎〇〇（部屋番号）

〇 〇 〇 〇 （入居者本人の氏名）

9. 必要経費

- (1) 寄宿料

月額 5,800 円（年額 69,600 円）（3 カ月以上寄宿料又は国際交流学生宿舎規程第 11 条に定める経費の納入を怠った時は国際交流学生宿舎を退去していただくことになります。）

(2) 光熱水料等（月額）

区 分	経 費 名	金 額
共用施設	共 益 費	1,000円
	シャワー	1 回100円（7分間）
	ランドリー	1 回100円
居 室	電 話 代	個人契約による。
	退去時クリーニング費	20,000円（入居後に前払い）
	電 気 料	約3,000円（個人契約による）
	水 道 料	約1,500円（使用実績による）
	インターネット	個人契約による。
自治会費	入 会 金	500 円（入居時のみ）
	会 費	前期 500 円，後期 500 円

※シャワー，ランドリーはコイン式(100 円)で，各階入居定員に応じ2～5 台ずつ設置されている。

1 0 . 食堂

学生宿舎に食堂はありません。

1 1 . 学生宿舎見学・説明

入居を希望している方は，次の日時に宿舎の見学及び寮生による説明を聞くことができます。参加される方は**上履き**をご用意ください。

開催日： 2 月 2 5 日（水）， 3 月 6 日（金），
3 月 1 2 日（木）， 3 月 2 0 日（金・祝）

※上記以外の日程は開催しておりませんが，状況によっては開催できない場合もありますことを予めご了承ください。

※事前予約は不要です。下記時間内に直接宿舎に来てください。

※駐車場はありません。

時 間： 1 3 時～1 6 時（所要時間：約 1 5 分ほど）

場 所： 福井大学国際交流学生宿舎

1 2 . 自治会組織

学生宿舎には，入居者の自治会組織があり，宿舎生活は入居者の自治に支えられています。詳細については，学生宿舎見学・説明及び入居後の自治会主催のオリエンテーションで説明されるので，必ず出席してください。



学生寮からのご案内 ～自治組織について～



福井大学国際交流学生宿舎（以下、学生宿舎）には自治会が存在し、**学生達自身が学生宿舎の運営に携わっています**。この学生による自治は学生宿舎において必要不可欠なものであり、疎かにすれば学生宿舎を保っていくことはできません。そのため学生宿舎では学生全員がなんらかの仕事を受け持っています。

(1) 自治体系

学生宿舎の自治体系は以下のようになっています。

- ・ 執行部・・・学生宿舎の代表者であり、大学との連絡を受け持つ組織。
- ・ 選挙管理運営委員会・・・入退居、部屋替えと来訪者の管理を行う組織。
- ・ 議長団・・・学生宿舎における会議の運営に関する諸事を行う組織。
- ・ 文化局・・・行事を開催することで自治を行う上で必要な交流の場を提供する局。
- ・ 国際局・・・留学生を含む宿舎内での交流促進を行う局。
- ・ 厚生局・・・学生宿舎内美化を促し、衛生に関する仕事を受け持つ局。
- ・ 設備局・・・備品の破損を修理するなど学生宿舎の設備面に関する仕事を担当する局。
- ・ 会計局・・・学生宿舎を運営するためにあるさまざまなお金の管理をする局。
- ・ 会計監査委員会・・・学生宿舎においてその運営費が不正に取り扱われることのないよう監査する組織。

(2) 会議

学生宿舎での問題を解決するため話し合いが行われます。内容は様々です。ここではその話し合いを紹介します。

- ・ 寮生集会・・・年に数回開かれる入居者全体の話し合いの場。主に寮生大会を行う前にその議題について話し合うために開催する。
- ・ 寮生大会・・・学生宿舎の最高決定機関であり、決議の場。大会によって決定された内容は最終決定であり、入居者はこれに必ず従う。
- ・ 局会・執行部会・委員会・・・(1)で紹介した組織の会議。
- ・ 階討議・・・階において問題が生じた際に、その階の住人が集まって話し合う場。
寮生集会で取り上げる際に、さらに掘り下げて話し合いを行う場合に開催する。

これまで紹介したものは自治活動のごく一部です。

学生宿舎では入居者全員が大学生であり、各々が宿舎の運営に関わらないといけないという点から普通とは少し違う大学生活を送ることができます。また、それらの経験から得るものも多いです。

ここまで読んでくれた方、少しでも寮に興味がある方は是非、宿舎見学に来て実際に宿舎を見て、先輩からの話を聞いてみるのがいいと思います。皆さんに会えるのを楽しみにしています。

執行部より

1 3. その他

学生生活情報の詳細については、福井大学ホームページを参照ください。

(https://www.u-fukui.ac.jp/cont_life/)

1 4． 国際交流学生宿舎周辺地図

福井市文京 5-13-10
福井大学
国際交流学生宿舎

